

FAX 0771-25-7242までお送りください。
 (株式会社ECOLUS 宛)

記入年月日：令和 年 月 日

事業者名			
所在地	〒 -		
TEL	() - -	Email	@
FAX	() - -		
フリガナ 参加者名	フリガナ	フリガナ	
	フリガナ	フリガナ	
	フリガナ	フリガナ	

講習内容	希望者数
職長・安全衛生責任者講習【2日間】学科のみ ▷ 2022/1/22 (土)~1/23 (日) Zoomでの参加【希望・希望しない】 講習料金：2万円 (税込み、テキスト代込み) ≪受講要件≫ ・満18歳以上	名
低圧電気取扱特別教育【1日間】学科のみ ▷ 2022/2/12 (土) Zoomでの参加【希望・希望しない】 講習料金：1万円 (税込み、テキスト代込み) ≪受講要件≫ ・満18歳以上	名
フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育【1日間】 ▷ 2022/2/19 (土) Zoomでの参加【希望・希望しない】 ※フルハーネスはお持ちですか【はい・いいえ】 講習料金：1万円 (税込み、テキスト代込み) ≪受講要件≫ ・満18歳以上	名
有機溶剤取扱業務従事者教育【1日間】 ▷ 2022/3/19 (土) Zoomでの参加【希望・希望しない】 講習料金：1万円 (税込み、テキスト代込み) ≪受講要件≫ ・満18歳以上	名
高圧/特別高圧電気取扱作業者 教育【2日間】学科のみ ▷ 2022/5/21 (土) ~5/22 (日) Zoomでの参加【希望・希望しない】 講習料金：2万円 (税込み、テキスト代込み) ≪受講要件≫ ・満18歳以上	名

※ 必ず事業所単位でお申し込み下さい。 ※詳細な時間割については、お申し込み後にご案内をさせていただきます。

□ お申込み・お問合せ

株式会社ECOLUS (担当：中野)
 〒621-0841 京都府亀岡市西つつじヶ丘五月台1-13-4
 Tel : 075-382-6660 Fax : 0771-25-7242
 E-mail : a-nakano@ecolus.co.jp



従業員の安全のため

”必要不可欠な知識”を身に付けませんか



講師を担当させていただきます、
河邊と申します！
今年66歳になります。
趣味はアマチュア無線を行うことです。

丁寧にご説明をさせていただくことを心がけており
ご不明点等がありましたら、何なりとお申し付けください。

みなさんとお会いできますことを楽しみにしております！

低圧電気取扱特別教育

(7時間)

事業者は、低圧（直流にあっては750v以下、交流にあっては600v以下）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち**充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者を就かせるときは**、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

事業者様に代わり当社が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当社規定の修了証を交付します。

有機溶剤取扱業務従事者 教育

(6時間)

塗装販売業、クリーニング業、清掃業、印刷業、製造業などあらゆる現場で必要となる資格です。

有機溶剤は取扱いを誤ると皮膚や呼吸器から体内に吸収され、健康障害を引き起こす恐れがあります。このような**災害を防止し、毒性や予防対策をきちんと身に付ける為**、特別教育に準じた教育を受けるよう労働安全衛生法で義務付けられています。事業者様に代わり、当社が教育を行うもので規定の教育を修了された方に当社規定の修了証を交付します。

労働安全衛生法では、『一定の危険または有害な業務については、免許を受けたまたは技能講習を修了したものでなければその業務につかせてはならない』と定められています。

ECOLUSでは、下記の技能講習を実施いたします。

職長・安全衛生責任者講習

(14時間)

労働安全衛生法第16条に基づき選任された安全衛生責任者に対する安全衛生教育と労働安全衛生法第60条に定められた職長教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」についての指針が定められています。教育を修了することにより、「**職長教育**」及び「**安全衛生責任者教育**」のいずれも修了したことになります。事業者様に代わり当社が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当社規定の修了証を交付します。

フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育

(6時間)

事業者は、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうち**フルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは**、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。事業者様に代わり当社が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当社規定の修了証を交付します。

高圧/特別高圧電気取扱作業者 教育

(12時間)

労働安全衛生法では、事業者は感電等の災害を防止するため、従業員に「**高圧もしくは特別高圧の充電電路もしくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務**」に従事させるときは、安全または衛生のための特別な教育を行うことを義務付けています。弊社では、事業者の皆さまに代わって、特別教育の講習会（実技教育は、高圧開閉器の操作業務に関する1時間）を開催しています。事業者様に代わり当社が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当社規定の修了証を交付します。

※必ず事業所単位でお申し込み下さい。 ※詳細な時間割については、お申し込み後にご案内させていただきます。

※先着順で受付いたしますが、1事業所5名以上お申込みの場合、人数調整をさせていただく場合がございます。ご了承ください。

受講までの流れ

申込み

必要書類および受講料
についてのご案内

必要書類の提出
受講料の納入

当日のご案内

受講

【コロナウイルスの対策について】

- ①10名以下の講習実施（席を約2メートル離しています。）
- ②定期的なアルコール消毒と換気を行います。
- ③講習当日検温を行い、37.5度以上の熱、風邪の症状、倦怠感、息苦しさがある方は参加をお断り致します。
- ④オンラインでの参加が可能。（身分証明書の提出が必須）